

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社テクノマセマティカル

(E05445)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	11
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(5) 【大株主の状況】	11
(6) 【議決権の状況】	12
① 【発行済株式】	12
② 【自己株式等】	12
2 【株価の推移】	12
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期財務諸表】	14
(1) 【四半期貸借対照表】	14
(2) 【四半期損益計算書】	15
【第1四半期累計期間】	15
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	16
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	17
【注記事項】	18

2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 真規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 真規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第8期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	80,261	502,319
経常損失(千円)	△95,526	△236,548
四半期(当期)純損失(千円)	△55,291	△140,890
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金(千円)	1,982,055	1,982,055
発行済株式総数(株)	24,676	24,676
純資産額(千円)	4,167,780	4,223,072
総資産額(千円)	4,230,180	4,286,298
1株当たり純資産額(円)	168,900.18	171,140.88
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	△2,240.70	△5,736.07
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
1株当たり配当額(円)	—	—
自己資本比率(%)	98.5	98.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	64,833	△101,528
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△1,324	△8,187
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	12,320
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,581,460	3,517,951
従業員数(人)	41	38

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	41
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	5,970
ハードウェアライセンス事業 (千円)	30,520
合計 (千円)	36,491

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ソフトウェアライセンス事業	32,802	3,499
ハードウェアライセンス事業	48,459	500
合計	81,261	3,999

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	30,302
ハードウェアライセンス事業 (千円)	49,959
合計 (千円)	80,261

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	39,839	49.6
NECエレクトロニクス株式会社	16,229	20.2
シャープ株式会社	8,500	10.6

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期において、電子機器関連業界は引き続きデジタル情報家電の需要が堅調であり、成長を維持しております。携帯型端末におけるワンセグ機能の定着に加え、より高画質、大画面の方向に向かっていることから、映像/画像の圧縮伸張技術においては高度な技術が要求されており、ビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めています。また、デジタル情報家電における各製品の競争力においても、高画質化に加え高音質化が加わり、低消費電力を合わせて実現するオーディオコーデックが期待されております。

このような状況下、国際標準規格に基づく圧縮伸張ソリューションの受注活動、機能強化を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックやフレームレート変換など、新たに完成した新製品を含めた販売活動を行っております。当第1四半期の実績として、大手通信キャリアの携帯端末にH.264デコーダが採用されました。有機ELディスプレイなどデバイスの高機能化に伴う高品質化が求められており、当社の画質改善フィルタ製品への引き合いが高まっております。また、携帯型端末は高解像度化に向かっていることから、画面サイズが同じで解像度が高くなった場合、既存のQVGA向け映像/画像の表示が小さくなってしまい、画質を損なわず拡大する技術が必要になり、当社の拡大縮小スケラにも注目が集まっております。また、拡大縮小スケラ製品においては、需要が多い当社の「DMNA-V」シリーズと共にアミューズメント市場において高需要が期待されるため、積極的に販売活動を進めております。

デジタルビデオカメラ市場は、今までのMPEG-2からH.264フルHD（1920 x 1080）対応製品に各メーカーが切り替えつつあり、監視カメラ市場も今までのMPEG-4からH.264フルHDに移りつつあります。当社のH.264フルHD対応製品への需要が高まっておりますので、引き続き販売に注力してまいります。

車載情報システム市場は、各メーカーの北米、ヨーロッパ展開における製品群において、当社のMP3、AAC製品への引き合いが高まっております。また、同国内市場においても当社の音響/音声圧縮伸張技術に対して期待が高まっております。その他、写真立てのデジタル版であるデジタルフォトフレーム市場が成長路線に入りつつある中、当社のJPEG、MP3製品への引き合いが高まっており、当第1四半期においても販売しております。

当社のビジネス上、下期の売上計上比率が高いことから上期、特に第1四半期の売上高は通期全体の極僅かなものであります。当第1四半期における各メーカーの開発方針がMPEG2、MPEG-4からH.264へと移り変わる過渡期として、当社のH.264対応製品を積極的に評価していただいている段階に当たり、前第1四半期の売上高を下回る結果となりました。しかしながら、当第1四半期の営業活動において、先に述べました通り、デジタル情報家電業界の動向と当社製品群の持つ特徴がマッチしており、下期に向けた土台作りとして販売体制を整えて営業活動に精進してまいります。

以上の結果、当第1四半期の売上高は80百万円となり、経常損失は95百万円、四半期純損失55百万円となりました。

(ソフトウェアライセンス事業)

当第1四半期における販売実績として市場の要求が高いH.264デコーダ製品、既存製品群であるMPEG-4デコーダ製品やJPEGデコーダ製品、オーディオ関連としてMP3デコーダがあります。携帯型端末製品においては、H.264デコーダに加え画質改善フィルタの需要が高まり、デジタルフォトフレームにおいてはJPEGデコーダとMP3デコーダの引き合いが多くなっております。車載情報システム市場ではこれまでのカーナビに加え、ドライブレコーダやカーオーディオなどにおけるビデオ、オーディオコーデック製品群の伸びが期待されます。また、ドアホンや監視カメラ市場においては、まだまだMPEG-4コーデックを使った製品が出回っており、当社のMPEG-4コーデック製品やノイズ除去フィルタ製品への一定の引き合いがあります。

営業活動においては、期初に予定していた小規模な案件の営業フォローが充分でなかったことから、売上高が前期同四半期を下回ってしまいました。当社の主要売上が大型案件中心であることへの営業体制が裏目に出たことを踏まえ、今後は、受注案件数の増加を意識した営業活動も同時に行うべく努力してまいります。

(ハードウェアライセンス事業)

携帯型端末市場、監視カメラ市場、アミューズメント市場において強みを発揮しております。特にアミューズメント市場においては、前期までに販売した当社独自規格によるオリジナル・コーデック「DMNA-Vシリーズ」から派生するランニングロイヤリティが今期売上に貢献する見込みとなります。また、同製品は、更なる性能向上が期待されており、下半期の受注に向けて研究・開発を進めております。当第1四半期はアミューズメント市場での実績を基に、他市場に対し幅広く営業活動を実施しております。同四半期においては、前期に受注した案件のサポート案件が多くなったことに加え、下期の契約に向けた顧客の評価段階時期にあたる為、売上高が前第1四半期を若干下回る結果となりました。今後は、大型案件に伴う開発体制を強化し、大型案件を連続受注できる体制へと構築し、売上増加に結びつけてまいります。

(単機能LSI事業)

前期に引き続き、受注活動に注力しております。地上波デジタル放送のコーデックにMPEG-2が使用されていることからMPEG-2単機能LSIの需要はありますが、営業において苦戦が続いております。市場がH.264を求めていることから、当社では営業体制強化に加え、H.264からMPEG-2に変換するトランスコーデックLSIの需要動向を見極めながら開発方針においても大幅な見直しを行っております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前四半期純損失を計上したものの、売上債権の減少があったことなどにより、前事業年度末に比して63百万円増加し、当第1四半期末には、3,581百万円となりました。

当第1四半期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期において営業活動の結果獲得した資金は64百万円となりました。

これは主に、税引前四半期純損失を93百万円計上したものの、売上債権が142百万円減少したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期において投資活動の結果使用した資金は1百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が1百万円発生したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、60百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変化はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

品質を第一とする開発方針を徹底するとともに、開発日程の管理を強化していくことにより、売上案件の受注確度向上及び単機能LSI事業の早期立ち上げを推進します。また当期は“Next 2011”新規3ヶ年計画の初年度に当たります。ビデオ、オーディオのデータ圧縮技術もようやくその重要性が認識されて参りました。当社はその追い風にうまく乗れるよう、事業上関連する企業との協業も視野に入れて、売上高の増加を図って参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	76,800
計	76,800

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成20年8月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,676	24,676	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	24,676	24,676	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年9月16日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	1,245
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,245
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

①（イ）新株予約権の発行決議日以降、②に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を

生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

（コンバージョン・プライス方式）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（ロ）行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

（ハ）行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

（イ）行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

（ロ）株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

（ハ）行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。

③②に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

（イ）合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

（ロ）前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

（ハ）②（ハ）に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

- ①新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。
- ②会社が合併により消滅会社となる場合。
- ③会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- ④下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。
- ⑤新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。
- ②新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。
- ⑤その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

② 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

- ① (イ) 新株予約権の発行決議日以降、②に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

- (ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。調整後の行使価額は、払込期日以降、また、株主割当日がある場合はその日以降、これを適用します。

- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

(ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日以降または割当日以降これを適用します。

- ③ ②に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

(イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) ②(ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

- ①新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。
- ②会社が合併により消滅会社となる場合。
- ③会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- ④下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。
- ⑤新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他これに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。
- ②新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。
- ⑤その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	24,676	—	1,982,055	—	2,111,055

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 24,676	24,676	—
発行済株式総数	24,676	—	—
総株主の議決権	—	24,676	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	240,000	241,000	221,000
最低（円）	180,000	194,000	162,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人和宏事務所による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,681,644	3,618,135
売掛金	71,990	214,406
商品	30,983	34,713
仕掛品	505	—
その他	263,356	235,318
貸倒引当金	△1,162	△3,469
流動資産合計	4,047,318	4,099,105
固定資産		
有形固定資産	※ 107,692	※ 110,448
無形固定資産	5,677	6,825
投資その他の資産	69,492	69,918
固定資産合計	182,861	187,193
資産合計	4,230,180	4,286,298
負債の部		
流動負債		
引当金	—	8,602
その他	62,399	54,624
流動負債合計	62,399	63,226
負債合計	62,399	63,226
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,982,055	1,982,055
資本剰余金	2,111,055	2,111,055
利益剰余金	74,669	129,961
株主資本合計	4,167,780	4,223,072
純資産合計	4,167,780	4,223,072
負債純資産合計	4,230,180	4,286,298

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	80,261
売上原価	36,491
売上総利益	43,770
販売費及び一般管理費	※ 143,645
営業損失(△)	△99,874
営業外収益	
受取利息	4,554
その他	105
営業外収益合計	4,659
営業外費用	
為替差損	311
営業外費用合計	311
経常損失(△)	△95,526
特別利益	
貸倒引当金戻入額	2,307
特別利益合計	2,307
税引前四半期純損失(△)	△93,218
法人税等調整額	△37,926
法人税等合計	△37,926
四半期純損失(△)	△55,291

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△93,218
減価償却費	4,913
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,307
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,602
受取利息及び受取配当金	△4,554
売上債権の増減額 (△は増加)	142,416
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,225
その他	20,646
小計	62,518
利息及び配当金の受取額	4,691
法人税等の支払額	△2,376
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,833
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,229
長期前払費用の取得による支出	△95
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,324
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	63,508
現金及び現金同等物の期首残高	3,517,951
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,581,460

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 これによる損益への影響はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、54,295千円であり ます。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、50,309千円であり ます。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。 研究開発費 60,057千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)
(千円)
現金及び預金勘定 3,681,644
預入期間が3か月を超える定 期預金 Δ 100,184
現金及び預金同等物 3,581,460

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 24千株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 168,900.18円	1株当たり純資産額 171,140.88円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 △2,240.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
四半期純損失(千円)	△55,291
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	△55,291
期中平均株式数(株)	24,676
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高木 快雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。